

山鹿市包括連携協定ガイドライン

1 包括連携協定について

包括連携協定とは、個別の事業を実施するために締結する個別連携協定とは異なり、地域課題の解決に意欲及び実行力のある事業者等（事業活動又は公共活動を行う企業、法人その他の団体であって、国及び地方公共団体以外のものをいう。以下同じ。）と、市が抱える多様な課題の解決に向けて相互協力していく意思表示を行い、多岐にわたる分野において連携事業を継続的に推進していくための協定です。

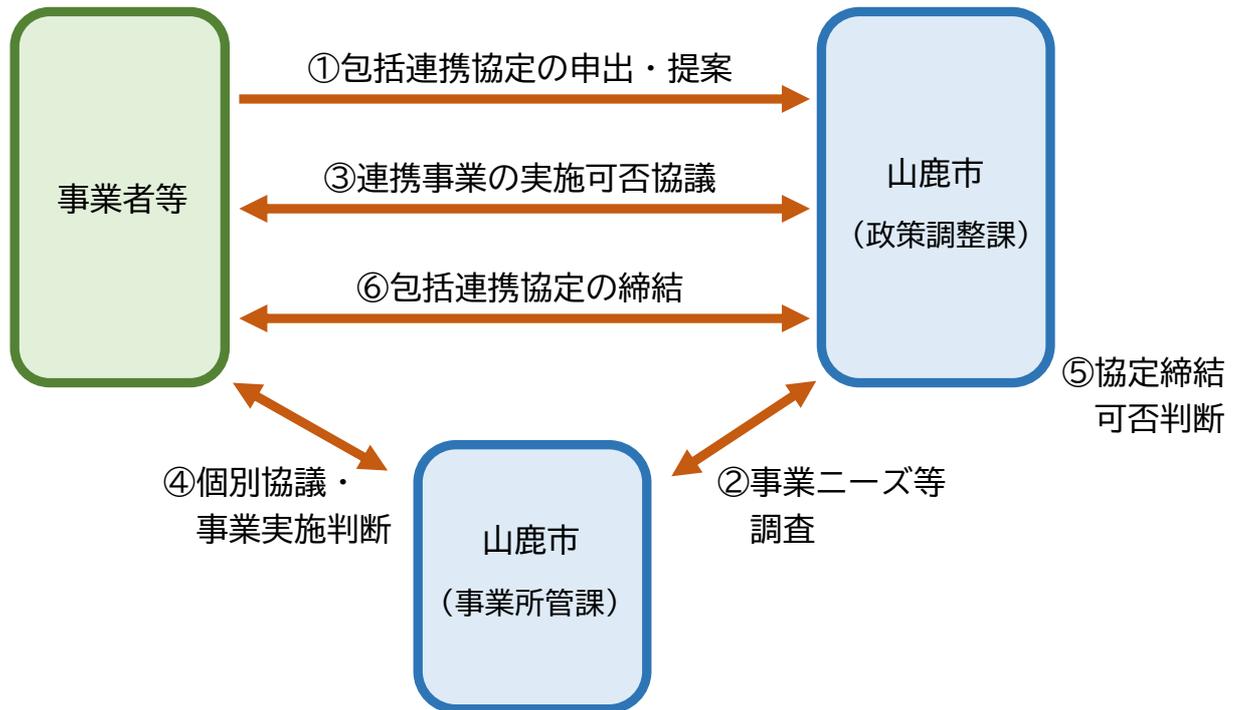
種別	概 要	所 管
包括連携協定	多岐にわたる分野において包括的に相互協力した取組を行う協定	政策調整課
個別連携協定	個別の分野で具体的な事業を実施するための協定 (例) 災害時応援協定 など	個別事業の所管課

2 包括連携協定締結の要件

包括連携協定の締結に当たっては、以下のすべてを満たすことを要件とします。

- (1) 事業者等が、社会・地域課題の解決や市民サービスの向上を市と共通目標として捉え、その目標に向けて自らの資源を活用し、市と連携していく意欲があること。
- (2) 以下のうち4以上の分野に係る連携事業を実施するものであること。
 - ア 健康増進に関すること。
 - イ 高齢者福祉・障がい者福祉に関すること。
 - ウ 子ども・子育て支援に関すること。
 - エ 学校教育・生涯学習に関すること。
 - オ 文化・スポーツに関すること。
 - カ 防災・減災・危機管理に関すること。
 - キ 生活安全・生活衛生に関すること。
 - ク 環境・景観に関すること。
 - ケ 地域産業の振興・支援に関すること。
 - コ その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。
- (3) 次のいずれにも該当する事業者等であること。
 - ア 市との連絡調整を密にしながら、連携事業を推進できること。
 - イ 連携協定の必要性を理解し、賛同していること。
 - ウ 地域課題等の解決に向けて、市と協働で取り組む意欲があること。
 - エ 公租公課を完納していること。
 - オ 法令等に違反する行為又はこれに類する行為を行っていないこと。
 - カ 暴力団や暴力団員と関係を有していないこと。
 - キ その他包括連携協定の対象としてふさわしいものであること。

3 包括連携協定の流れ



- ① 事業者等が包括連携協定締結の要件を確認した上で、市（政策調整課）に協定の締結について申出・提案を行います。
- ② 政策調整課から事業所管課に対して、①の提案事業におけるニーズその他連携を希望する事業の調査を行います。
- ③ ②の調査の結果を踏まえ、連携事業の実施可否について協議を行います。
- ④ ③の協議の結果、実施可能性のある連携事業について、事業者等と事業所管課で個別に事業の詳細協議を行い、事業の実施可否を判断します。
- ⑤ 市（政策調整課）において、連携事業の実績及び予定を踏まえ、包括連携協定の締結可否について判断します。
- ⑥ 包括連携協定の締結が可能と判断された場合には、協定書の内容を協議した上で、協定を締結します。

※包括連携協定の締結に至らなかった場合にあっても、市の事業所管課と事業者等で協議の上、必要に応じて個別協定を締結する等により、連携事業を実施することは可能です。

※協定の事業内容、締結先との関係性等を勘案し、包括連携協定であっても政策調整課以外の事業所管課が市の窓口となる場合も想定されます。

4 包括連携協定の有効期間

包括連携協定の有効期間は、締結の日からその日の属する年度の3月31日までとし、有効期間満了日の1か月前までに市又は事業者等から更新を行わない旨の申出がない場合には、当該満了日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以後も同様とします（自動更新）。

5 包括連携協定の解除

以下の条件に合致した場合、協定を解除することができるものとします。

- (1) 2年以上連携事業の実績がなく、かつ、将来的にも連携可能性が低いと判断された場合
- (2) 2に定める包括連携協定締結の要件を満たさなくなった場合

6 連携事業の検証等

- (1) 包括連携協定を締結した事業者等（以下「協定事業者」という。）は、連携事業実施後、速やかに市政調整課に実績報告書（様式自由）の提出を行うものとします。
- (2) 前号の事業実績報告と併せ、必要に応じて市と協定事業者との会議の場を設ける等、事業の検証、事業所管課へのフィードバックを含め、継続的な取組の改善につなげるものとします。

7 ガイドラインの適用対象等

このガイドラインは、令和7年9月1日から施行し、同日以後に締結しようとする包括連携協定に適用するものとします。ただし、前項の規定については、ガイドラインの施行日前に締結した包括連携協定についても、その目的に鑑み、これに準じた取扱いに努めるものとします。